

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年4月14日 報 告

守谷市長 会 田 真 一

報 告	頁 数
2 号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月26日

守谷市長 会 田 真 一

1 和解の相手方

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

平成26年10月29日 午前6時00分頃

(2) 事故発生場所

守谷市松ヶ丘一丁目17番地7地先

(3) 事故の概要

駐車場から市道4367号線の車道へ出る際に、駐車場に進入してくる車輛を避けるため、市道4367号線の歩道内において、植栽されていない植栽柵にタイヤが当たり、タイヤが破損し使用できなくなった。なお、駐車場の出入口は歩道の切り下げをしておらず、乗り上げブロックを置いて出入りがされていた。

(4) 損害賠償額

4,800円